



# 毎週報

月十三日號

第一二三號

昭和十五年十月

三十日

發行

（毎週一回水曜日發行）

教育勅語済發五十年

五錢

新體制と部落會町内會  
地代・家賃はどうなる  
青年國民登録制

# 報 適

號日十三月十

第二二號 昭和十五年十月三十日發行 販賣可  
（每週二回水曜日發行）

五錢

新體制と部落會町内會

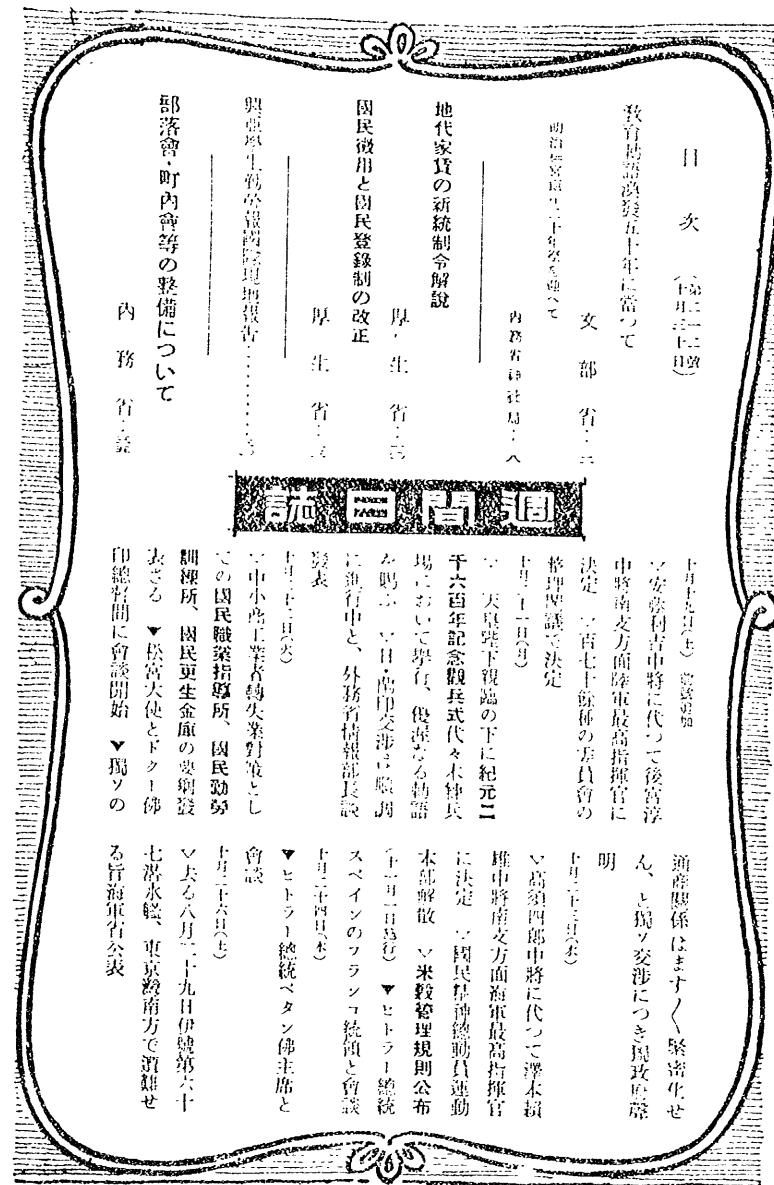
たされた  
國家總動員法令の解説  
改正され  
地代・家賃はどうなる  
青年國民登錄制

教育勅語渢發五十年

# 一路邁進せよ！

## 舉國新體制へ

露光量違いにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影

# 一路邁進せよ！

## 舉國新體制へ

目次 (第二二二號)

十月十九日(土) 前號追加

教育勅語改定五十年に當つて

文部省

明治廿年祭を迎へて

内務省・郵政省

明治廿年祭

地代家賃の新統制令解説

厚生省

國民徵用と國民登録制の改正

内務省

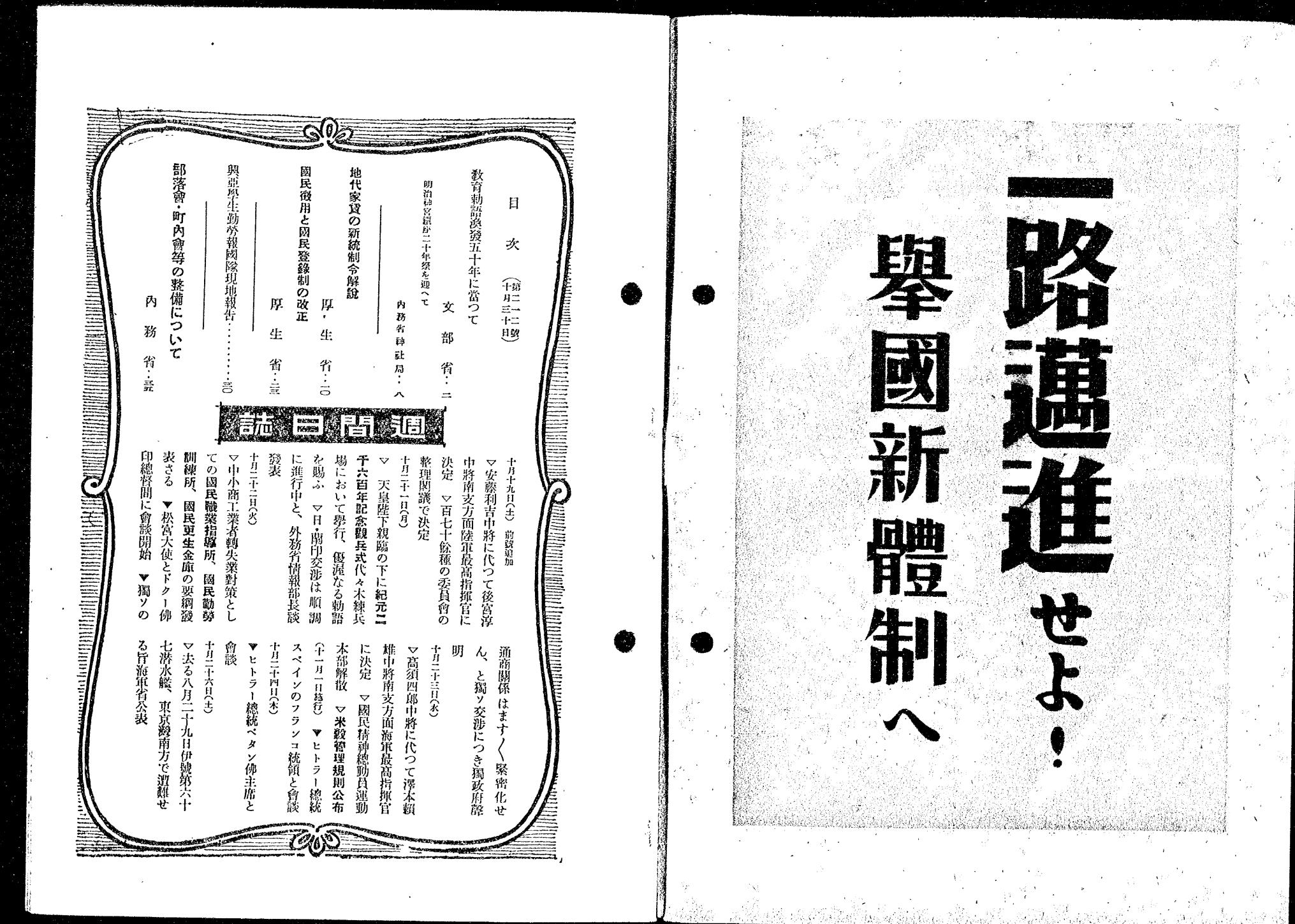
興亞學生勤勞報國隊現地報告

内務省

部落會・町内會等の整備について

内務省

開港場



# 教育勅語済發五十年に當つて

文 部 省

## 千古不磨の聖訓

光輝ある紀元二千六百年慶祝の年である本年は、又畏くも明治天皇が千古不磨の聖訓たる「教育ニ關スル勅語」を下賜あらせられ、永世に播ぎなき我が國文教の大本を昭示せさせ給うてより正に五十年の記念すべき年に相當致します。恐れ多くも天皇陛下に於かせられましては、時局下御政務御多端に渡らせられるにもかゝらず、十月三十日文部省主催の下に明治神宮外苑憲法記念館に於て舉行せられる教育勅語済發五十年記念式典に

親しく行幸遊ばされます。教育振興のこととに關する深き御終念の程、洵に畏き極みであります。

時俗も世界は史上空前の深刻激烈なる大動亂の渦中にあり、この間に處してわが國は、大東亜の新秩序建設といふ未曾有の大事業の完遂に遺憾なきを期すべく、今や内外相應じて國策の飛躍的進展の段階に入つたのであります。

今般の日獨伊三國條約の締結に當りましては、畏くも優渥なる詔書を済發あらせられ、帝國の向ふところを明らかにし國民の進むべき道を示させ給ひました。聖訓

## 宏遠、洵に恐懼感激に堪へません。

思ふに獨伊兩國は、敵ふべからざる矛盾の翻漫せる世界舊秩序を根本的に打破し、萬邦をして各、その處を得しむべき世界新秩序を建設することこそ恒久平和の先決條件たりとする點に於て、わが國と意圖の相通ずるものがあるのであります。帝國は茲にこの兩國と積極的に提携協力せんとする方針を中心的に闡明したのでありまして、世界新秩序建設の上に果すべきわが國の指導的役割は、今や一段と重きを加へるに至つたのであります。かくてこの條約の目的とするところは、戰禍の擴大を防止し、平和の克服を促進せんとするにありますが、しかしながら、舊秩序世界の維持に汲々たる國家が、これに對して如何なる對策を講じ、如何なる手段に出で来るべきかは、にはかに像斷を許さざるものがあります。

## 教育の大道を御昭示

わが國民と致しましては、或ひはそのことなきを保し難き最悪の事態の發生に對しましても、敢然その難に處すべき十分の覺悟と萬全の準備とを整へ、如何なる試練にも堪へてあくまで不動の國是の貫徹に邁往せねばなり

顧みまするに、明治維新以來未だ七十有餘年に過ぎないのですが、その間、わが國運の目さましき伸張は、正に世界の驚異とされる所であります。しかしながら

ら、この歴史に比なき隆々の國歩は、決して坦々たる大

道の一途を辿り來つたものではありません。明治時代に於きましたが、内外の危機は一再ではなかつたのであります。日清日露の兩戦役のことは申すまでもないことをあります。

ありますが、國內事情にもまた深刻な波瀾があつたのであります。

即ち、維新以來海外の文物・制度の輸入に急なるの餘り、やゝもすれば本を忘れて末に走り、文明開化の名の下に、歐米の思想・風習を無批判的に受け入れ、盲目的に模倣して得たるやうな風潮が高まり来りました。條約改正の方便としての歐米親善政策の過度の強調は、かゝる風潮に拍車をかけ、いはゆる歐化主義時代を現出し、明治二十年頃にはその絶頂に達したのであります。かくてその弊の及ぶところ、わが古來の國風を無視し、父祖傳來の尊風美俗を破壊して憚らざるに至つたのであります。しかしながら、かゝる底止するところを知らざる歐米心醉の風潮は當然その反動を生みました。國粹保存の名の下に、歐化主義に抗争した傳統後裔の運動がこれ

であります。蓋しこれ、澎湃たる歐米文化の輸入の潮流に抗した國民的自覺の現はれではあります。多くの多くは、歐化主義の挑撃に急にして日本の積極的發展性を顧みる餘裕なく、兎もすれば狹隘閉塞に偏するを免れなかつたのであります。かくて歐化思想と國粹思潮とは相對立して譲らず、多くの大膽なる論説が跳梁し、甲論乙駁、輿論は動搖し、國民はその歸趣すべき目標に悩み、明治中葉の我が國思想界はまことに憂慮すべき事態を呈したのであります。

早くより德教振作に深く御転念遊ばされた明治天皇に於かせられましては、こゝに明治二十三年十月三十日、「教育ニ關スル勅語」を渙發あらせられ、國體の精華に基づくわが國教育の根本精神と國民の履践すべき大道とを昭示し給うたのであります。こゝに於て、始めて我が國民は眞の日本的自覺に甦り、己が生活の搖ぎなき指針を見出したのであります。まことに「大詔」一下するや天下靡然として服従し奉り、民心のこれに向ふこと、恰も大旱の雲霓を求むるの儀があつた」のであります。

かくて我が國の教育は、爾來この勅語の聖旨奉體を究極唯一の目標とし、何等方針に迷ふことなく、その隆々の成果を期することを得たのであります。

### 皇國の世界史的使命

恭しく惟ひますに、皇祖皇帝の篤國樹德の聖業こそは、漂へる世界を永遠に修理・固成し生成發展せしむべく歴代天皇の悠久に紹述し給ふところであり、國民は克忠克孝、億兆一心、世々相繼いで天壤無窮の皇謨を翼賛し奉るのであります。聖訓に示させ給ふこの我が國體の精華こそ、實に道義國家・家族國家として宇内に冠絶する所以であります。まことに、「八紘一宇」の我が聲國の精神こそ、宇宙の心を心とするものであり、あらゆる對立、あらゆる相剋を止揚して萬物を光被するものであります。されば、混沌たる今日の動亂の世界に於て、各國家・民族を基本とする共存共榮の一大家族世界を營造し、世界永遠の平和を確保する不易の新秩序を建設すべき眞の指導力を有するものは、世界廣しと雖も我が國

をおいて他に絶対にあり得ないのであります。

こゝに今日に於ける我が國の世界史的大使命が存します。しかしながら、この使命の達成は決して容易な業ではありません。

世界情勢の推移はいよいよ複雑を極め、國歩の前途はますます艱難を加へんとしつゝあります。今日の我が國に於て、高度國防國家體制の確立が焦眉の急とせられる所以であります。しかしながら、當初に述べました如く、根本的に要請せられますものは、國民各自に於けるその本分と使命との自覺であり、實踐の大道の體認でなければなりません。

投くも「教育ニ關スル勅語」に於ては、皇祖皇帝の御遺訓であり、臣民の供に遵守すべきところたる實踐の德目を親しく御示し遊ばされて居るのであります。しかも「アラ古今ニ通シテ諭ラク之ヲ中外ニ施シテ博ラス」と断じ給ふ御教へこそ、今日の我々にとつて殊に感激に堪へざるところであります。まことに一億國民のすべての生活は、これ等實踐を通じて恒に天壤無窮の皇謨を扶翼し奉ることに歸すべきものであり、こゝに我が國古道を

貧く唯一無二の原則が存するのであります。  
しかしながら、今日この有難き聖訓が國民全體に本書  
に徹底してゐるや否やを反省しますに、眞に恐懼に堪へ  
ぬことながら、まだ十分であるとは申し兼ねると思  
ふのであります。

顧みれば、明治年間の我が國革新期の深刻なる思想國  
難は、最も天皇の御陵威の光被によつてよく克服する  
を得たのであります。しかし、その後國民はやゝも  
すれば聖恩の渥きに押され、日本人として當住坐臥の間須  
臾も離れることの出來ない皇國の大道を忽せにし、或ひ  
は之を滅却するやうな思想・行動の跡を絶たないこ  
は、上聖明に對し奉り何とも申譯のない次第であります  
。國體明徴、教學刷新の聲の叫ばれる所以であり、こ  
れ實に教育勅語の聖旨奉體の不徹底に由來すると申され  
ばなりません。

### 期せよ聖訓の實踐

今次の事變が、わが國民をして眞に日本的なるものに

目ざめしめる貴重なる契機となしたことはまことに心強

い事實であり、われ等の祖先が國家の難局に遭遇する毎  
に示した神州不滅の精神の傳承其現を此處に認め得る  
のであります。かくて事變勃發以來既に四年、御陵威の  
下、忠烈なる皇軍の勇戦力剛は青史に比べき戦果を收め、

今や大東亞共榮圈の建設は着々その歩を進めつゝあるの  
であります。しかしながら、今こそ舊秩序陣營との本格  
的衝突を覺悟すべきときであり、眞實の建設の苦闘は正  
にこれからであります。思へば現下わが國の直面する事  
態は、實に有史以來の國難であると斷じて憚らない情勢  
であります。しかも今日に於て尙ほ、銃後國民の生活の間  
に、やゝもすれば時局の認識を缺く節々の見受けられる  
ことは、眞に憂ふべきことと云はねばなりません。新體  
制運動は實に一面思想運動であり、國體明徴運動である  
のであります。一旦緩急あれば義勇公に奉ずるの誠は、  
ひとり前線忠勇の將兵にのみ俟つべきでなく、銃後國民  
共々一體の本分であり光榮であります。よく贊古の國難  
を克服し、新文化を建設して、世界を光被すべき我が國

のあります。一旦緩急あれば義勇公に奉ずるの誠は、

せられ文部大臣を召されて賜はつた御沙汰にて「軍國多事  
訓を服膺し、これを實踐の隅々にまで徹せしむべく一段  
と精進するところがなければなりません。

このときに當り、身教育の任にある者、又學生生徒た  
る者の責務の自覺の一入なるべきは申すまでもないところ  
であります。興亞の大業を全うし、わが國の世界史的  
使命を完遂するは、實に一朝一夕にしてよくし得るところ  
でないことを思ひます時、明日の日本を荷ふべき青少年  
學徒の、又明日の日本に培ふべき教育者の責務の重且  
つ大なる、まことに今日の如くなるはありません。畏く  
も天皇陛下に於かせられましては、昨年五月、全國の  
學生生徒代表を御親闇あらせられると共に、優渥なる勅  
語を下し賜うて、青少年學徒の向ふべきところを昭示し  
給うたのであります。重ねて又、今十月八日には東京帝  
國大學に行幸あらせられ、その學事狀況を天贊遊ばされ  
ました。これひとり學徒の光榮たるに止らず、國を擧げ  
て感激に堪へないところであります。日露戰爭によ  
酬ならんとする時、明治天皇が東京帝國大學に行幸あら

の眞の指導力を發揮せんがためには、全國民が舉つて聖  
訓を服膺し、これを實踐の隅々にまで徹せしむべく一段  
と精進するところがなければなりません。

このときに當り、身教育の任にある者、又學生生徒た  
る者の責務の自覺の一入なるべきは申すまでもないところ  
であります。興亞の大業を全うし、わが國の世界史的  
使命を完遂するは、實に一朝一夕にしてよくし得るところ  
でないことを思ひます時、明日の日本を荷ふべき青少年  
學徒の、又明日の日本に培ふべき教育者の責務の重且  
つ大なる、まことに今日の如くなるはありません。畏く  
も天皇陛下に於かせられましては、昨年五月、全國の  
學生生徒代表を御親闇あらせられると共に、優渥なる勅  
語を下し賜うて、青少年學徒の向ふべきところを昭示し  
給うたのであります。重ねて又、今十月八日には東京帝  
國大學に行幸あらせられ、その學事狀況を天贊遊ばされ  
ました。これひとり學徒の光榮たるに止らず、國を擧げ  
て感激に堪へないところであります。日露戰爭によ  
酬ならんとする時、明治天皇が東京帝國大學に行幸あら

せられ文部大臣を召されて賜はつた御沙汰にて「軍國多事  
訓を服膺し、これを實踐の隅々にまで徹せしむべく一段  
と精進するところがなければなりません。

今上陛下の聖旨も亦、明治天皇の御心に則らせ給へる御  
事と拜察せられ、まことに畏き極みであります。身教育  
の任に在る者は、學生生徒共々、よくその本分を辨へ、深  
く我が國教育の本義を體し、修道研鑽苟くも懈りなく、  
新文化の建設に寄與し、よく國運進展の重責を全うして、  
深遠なる聖旨に應へ奉るところがなければなりません。

恐れ多くも明治天皇に於かせられましては、「朕爾臣  
民ト俱ニ奉々服膺シテ成其德ヲ」ニセシ」と仰せられ、  
御親ら國民の前にその範を示させ給ひました。まことに  
恐懼感激に堪へないところであります。

教育勅語済五十年の今日、先史に比べき非常の世局  
に處する我が國民は、今こそ不滅の聖訓を心魂に徹して  
奉體し、一億一心、萬民翼賛の體制を確立して、神明に  
誓つて天壤無窮の皇運を扶翼し奉るの堅信を新たにする  
ところがなければなりません。

明治神宮鎮座二十年祭を迎へて

内務省祠社局

内務大臣  
子二

本年は官幣大神明神御宿宮御金刀比羅宮に相當し、同神宮に於てはこの十月三十一日より十一月四日に至る五日間、嚴肅なる

明治天皇に對し奉るこの國民の  
崇敬<sup>景仰</sup>の至情は、相率<sup>もろび</sup>て御<sup>お</sup>

畏くも十一月一日第一日の御儀には天皇皇后兩陛下行啓遊はさる旨仰せられ、御報應の催誠に悉くなき極である。そもそも明治神宮が關南四島の御料地即ち今代々木の森神さびた裡に、千本草く宮居消々しく御鎮座あらせられたのは正九年十一月一日のことで、茲に早くも

と進展した。然るうちに大正三年四月十二日昭憲皇太子の崩御に遭ひ奉るや、國民は再び哀痛極りなく、御神靈を明治天皇奉祀の神社に併せ祀り、長々へに聖體を慕ひ奉らんことを冀うたのである。

眞みて明治神宮の御創立の御事を伺ひ奉るに、明治四十五年七月三十日明治天皇崩御の悲報はるや、國民は天に働き地に哭し葬儀を追候し奉つて已まなかつたので

明治神宮  
昭憲天皇  
明治天皇  
御靈大后

かくて官民戮力して夜を日に繰いで御  
造營の事に従ふこと前後六ヶ年、目出度く  
工成り、大正九年十一月卯日御鎮座を拜し  
奉つたのである。一方御祭神に對し奉る頃

會の結成となり、同會に於て外苑を造設奉  
獻して以て盛鶴葉を萬世に記念し奉ることとなつたのである。

餘年の久しきに亘りて内には皇政復古の士業を濟して文物制度百般の確立を圖り松ひ、外は日清・日露兩役を経て東洋の和平化を進め、國際の親利を敦くし給ひ、皇室化を

心は明治神宮の社頭に類く者が、皆崇敬仰拜その感激を新たにし、一翁翁公の念を認めて、これを日常生活の上に具現せんと期し奉る所以である。

御名代として皇太子殿下御参拜あらせられ同じく十一日には大正天皇の御参拜を次いでその十五日には皇后陛下の御参拜を拜し奉つたのを始めとして、しばらく行幸の御事があつた。

の鴻業を樹立し給ひし御感徳と、昭憲皇后の御恩高く至終にましました御恩澤に對する讚仰・感恩の至情の致すところ外ならぬのである。

今や紀元二千六百年といふ記念すべき歳に當り、國家の精力を擧げて東亞新秩序の建設に邁進するのとき、こゝに鎮座二十一年祭の盛儀の執行はせらることは、その意義まことに深しと申さねばならぬ。今日わが國は内外に幾多緊迫せる情勢に直面し、未曾有の難局に遭遇してゐる。この難局を開闢して有終の美を濟すは、正に我々國民に課せられた一大試練である。これに處するの道は、一億一心、各、その

らなる顯現に他ならない。この年毎に仰ぎ奉る明治神宮御社頭の隆昌は、畏き事ながら明治天皇が御英靈の天資を以て、幕末急歩難のとき、天皇

の事朕自身骨を勞し心志を苦しめ難難の先に立古列祖の靈させ給ひし蹤を履み沿蹟を勤めてこそ始て天職を奉して億兆の君たる所に背かざる(レシ)

運扶翼の精神を生活の全面に點現する  
外にはない。而してこれこそ實に明治神  
御祭神の我々國民にお示し遊ばされた御  
訓に外ならぬのである。

卷之三

100

卷之三

# 地代家賃の新統制令解説



厚生省

地代と家賃の統制は、銃後國民生活の安定上重要な意義を有するばかりでなく、一般物價統制とも緊密な關聯があり、時局下極めて緊要な事柄である。從つて昨年十月二十日から施行された地代家賃統制令(以下舊令と記す)がその效力を失ふに至つた去る十月十九日に、勅令第六百七十八號地代家賃統制令(以下本令と記す)並びに同施行規則が公布されて、地代と家賃の統制は引續き繼續して實施されることとなつた。尤も外地では本令は明年七月一日から施行され、それまではなほ舊令が效力を有することとなつてゐる(第十七條)。

本令による地代と家賃の統制は、舊令による從前のそれと大體に於て同様である。即ち本年十月二十日前に既にあつた地代と家賃は原則として据置き、今後新築を

の他によつて新たに定められた地代家賃についても、從前と同じく一應當事者の自由に定めることを認めて、もしそれが不當に高額な場合は地方長官が減額を命令するといふ仕組である。たゞ本令に於ては、舊令のやうに有效期間を限定せず、また今後新たに定められる地代、家賃について、それが餘り高く定められることを防止するとともに、貸地、貸家の經營に適當な収益を得させて、住宅難の今日、この點から貸家の供給を阻止してゐる原因を除去するため、新たにこの種の地代、家賃についてその適正標準を定めることとし、なほその他舊令の實施上の経験に従つて統制の強化、徹底のため必要な規定を整備した。

以下本令の内容について簡単に説明しよう。

## 統制を受ける地代と家賃

本令の統制を受ける地代及び家賃の範囲は舊令と全然同様で、建物所有の目的を以て賃借され又は地上権を設定された土地(借地)の地代と、質借された建物(借家)建物の一部たる室を含む)の家賃である(第二條)。この借地、借家については、借地法、借家法に於ける場合と異なり一時使用のためのものも除外されてゐない。

建物については、その用途(構造)の如何を問はず、賃借されてゐるものはすべて本令の「借家」である。また本令の「借家」には、建物の一部たる室も含むのであるから、下宿屋、共同住宅(アパート)、ビルディング等の貸間、貸室の間代、室料も本令の統制を受ける。

次に本令の「借地」は建物所有の目的のものでなければならぬ。従つて砂利畠場、荷揚場などに質借された土地は本令の統制を受けない。これ等のものの賃料は、一般に賃料の統制を規定してゐる價格等統制令の適用を受けるのである。また農地については別に小作料統制令

が施行されてゐる。  
なほ轉賃借の場合も、上述の借地、借家の要件を充たして居れば、本令の統制を受けることは勿論である。

## これ以上値上げしてはならぬ

本令に於ては、上述した借地又は借家について、地代又は家賃の最高額が定められてゐる。貸主や借主の變つた場合にも貸主はこれを値上げすることは出来ぬこととなつて來り(第三條第一項)、また如何なる名義を以してもこの値上げの禁止を免れる結果となるやうな行爲をすることは禁ぜられてゐる(第十四條)。舊令に於てはこの脱法行為の禁止規定は、「貸主は何等の名義を以てするを問はず舊令の適用を免れる爲め借主に對し借地又は借家の契約に定めざる財産上の利益を求むることを得ず」(第五條として、たゞ積極的に借主に對して求める

ことを禁止してゐたのみ、本令に於ては統制の徹底を期するため、廣く積極消極兩方面に亘つて禁止を擴張

強化したのである(第三條第一項)。

借地又は借家の地代又は家賃の最高額は次の(一)又は(二)である。

(一) 昭和十三年八月四日以後本年十月二十日前に地代又は家賃のあつた借地又は借家については、本年十月二十日前に於ける最後の地代又は家賃

昭和十三年八月四日以後本年十月二十日前に地代又は家賃のあつた借地又は借家については、舊令第三條によつて各、次の如く地代又は家賃の最高額が定められて、これを値上げすることは禁ぜられてゐた。

(イ) 昭和十三年八月四日に於て地代又は家賃のあつたものについては、同日に於ける地代又は家賃(その不明なるときは同日以後の判明せる最初の地代又は家賃)。但し昭和十三年八月五日以後昨年十月二十日前に建物の増築又は改築の工事竣功後に於ける最初の家賃

(ロ) (イ)に該當せざる場合に於て昭和十三年八月五日以後

は舊令の規定に基づいて地方長官の許可を受けて増額され、又はこれと反対に地方長官の命令によつて減額されたものがある。この場合はこの増額又は減額された地代又は家賃が(イ)(ロ)又は(ハ)の地代又は家賃に代るものであるから、これを當該借地又は借家の地代又は家賃の最高額とするため、本令に於ては特に前述の如く「本年十月二十日前に於ける最後の地代又は家賃」と規定された。従つてこれは決して舊令の禁止規定に違反して違法に地代又は家賃を値上げしてゐるものと認める趣旨では毛頭なく、かやうな場合があれば、違反した者が處罰されるのは勿論、違法に値上げした部分は法律上無効であつて、この借地又は借家についての前述の「最後の地代又は家賃」即ち本令の定める地代又は家賃の最高額は、依然として(イ)(ロ)又は(ハ)の何れかの地代又は家賃である。

(II) (一)に該當せざる場合に於て本年十月二十日以後に地代又は家賃あるに至つたものについては、本年十月二十日以後に於ける最初の地代

昨年十月二十日前に地代又は家賃あるに至つたものについて

ては、昭和十三年八月五日以後に於ける最初の地代又は家賃(その不明な場合及び増築又は改築によつて家賃に變動した場合については(イ)と同じ)

(ハ) (イ)及び(ロ)に該當せざる場合に於て、昨年十月二十日以後に地代又は家賃あるに至つたものについては、昨年十月二十日以後に於ける最初の地代又は家賃

即ち、本令が、昭和十三年八月四日以後本年十月二十日前に地代又は家賃のあつた借地又は借家については、本年十月二十日前に於ける最後の地代又は家賃を以てその最高額と定めたことは、舊令によつてその借地又は借家の地代又は家賃の最高額としてゐた所をそのまま、本令の最高額としたのであつて、言ひかへればこの種の借地又は借家については地代又は家賃の最高額は据置といふことである。但しこの(イ)(ロ)又は(ハ)の地代又は家賃

これは本年十月二十日以後の新築の貸家、從來自用に供してゐた建物を本年十月二十日以後貸家としたもの、又は從來農地として賃貸してゐた土地を、本年十月二十日以後建物所有を目的とする貸地とした場合等の借家又は借地についてのことである。本年十月二十日には他人に賃貸してゐない土地又は建物を今後他人に賃貸する場合も、それが昭和十三年八月四日以後本年十月十九日までの間に於て他人に賃貸した(土地については建物所有の目的であるものであれば、それは(一)に該當するものであつて(二)には該當しない。従つて(一)に規定する地代又は家賃がその最高額となる。尤も以前に他人に賃貸したことのあるものでも、その事實が昭和十三年八月三日以前であつて、同年八月四日以後本年十月十九日迄の間には賃貸したことのないものであれば(二)に該當するのである。

これ等の借地又は借家については、舊令の場合と同じく本年十月二十日以後に定まる最初の地代又は家賃がそ

の最高額である。換算すれば當事者が自由にこれを定め得るのであつて、たゞ一度定めた後は貸主は勝手にこれを値上げすることが出来ない。又もしこれが次に述べる地代家賃の適正標準に照らして不當に高額なものであれば地方長官は貸主に減額を命ずることとなる。本令に於てはこの趣旨を徹底せしめるため、この(二)に該當する地代又は家賃は、その定められた日から十四日以内に施行規則第一條に規定する所に従つて、すべて之を地方長官に届出でねばならぬこととした(第三條第二項)。これを怠ると前述した禁止に違反して地代又は家賃を値上げしたものと同様に、國家總動員法によつて處罰されることとなるから注意を要する。

### 地代家賃の適正標準

適正標準設定の趣旨は、最初に述べたやうに、今後新築その他によつて新たに定められる地代家賃について、その過高に定められることを豫め防止することともに、住宅難の現状に鑑みて貸家の供給を阻止する原因を除く。

### (一) 地代の適正標準

地代適正標準(年分)は土地價格に地方長官の定めたる率を乗じて得べき金額に相當する額である(施行規則第四條)。土地價格とは昭和十三年八月四日以前に於ける當該土地の最後の取得價格。その無い場合又はその不明である(第五條)。

### (二) 家賃の適正標準

家賃適正標準(月分)は(一)建物價格に地方長官の定める率を乗じて得べき金額(二)地代又はその相當額(月割額)(三)適正なる火災保険料に相當する額(月割額)を合算したるものであつて、下宿、共同住宅、ビルディング等にあつてはこれに供益費(貸主の負擔する電気、ガス、水道の料金その他の供益施設の要する費用)を加算したものである(施行規則第七條)。建物價格は(一)主體建築費、(二)附屬設備費(電気、ガス、水道、下水溝、門扉、物置その他建物の使用上必要な設備の費用)、(三)造作費(塗、建具等の普通の造作の備付に要する費用)の合計額である(同第八條)が、貸主が借家について権利金(但し暖簾代の性質のものを除く)を取つたときはこれを控除する(同第九條)。

若くは不相當なるときは昭和十三年八月四日現在に於ける地方長官の許價額である(同第五條)。地方長官は、昭和十三年八月五日以後貸主がその土地について改良工事を施行し又は受益者負擔金を支拂つたときは土地價格を増額し、これと反対に貸主が借地権利金を徴収したときは土地價格を減額することが出来るし、なほその他土地價格修正の必要ありと認める事情のあるときは、適當にこれを修正し得ることとなつてゐる(同六條)。

地方長官は適正標準設定の趣旨に従ひ、地方の實情に應じて、適當な地域別に、地代支拂方法、敷金、権利金、維持費の負擔区分、借地期間等、地代を定めるに當つて前提として定めねばならぬ借地條件とともに、この土地價格に乘すべき率を定めて告示する(同第十一條)。地方廳に於ては目下しきりに準備を進めてゐるの地方とも大體告示の運びに至る見込である。なほ地方長官がこの率を定めるに當つては厚生大臣の認可を受けることとなつてゐる(同第十條)。

次に建物價格に乘すべき率は、地代適正標準について述べたと同様、地方長官が適當な地域別に、家賃支拂方法、敷金、権利金、修繕費の負擔区分等を前提とする條

件と共に定めて告示する。

供益費についてはその實費を認める趣旨である。

地代及び家賃の適正標準は、去る九月三日價格形成中央委員會より政府に答申したものの大體に於て採用してゐるのであつて、前述の率の決定についても、この答申が重要な参考とされる。これによると地代の率は「地代は後拂、敷金は徵收せず、借地期間は三十年」といふ條件の下に於て百分ノ四・一(地方の實情によつては百分ノ三乃至六)、家賃の率は「建物を店舗、工場等の用途に供する爲めの特別の施設に要する費用は借主の負擔、修繕費は貸主の負擔(但し普通借家の障子張替、硝子換替の費用は借主負擔)、家賃は後拂、權利金は徵收せず、敷金はもしこれを徵收する場合は家賃の三月分以内」といふ條件の下に於て、一例を木造普通借家にとれば、建築費の百分ノ一・四(地方の實情によつては百分ノ一・五)乃至〇・七〇)、附屬設備費及び造作費の百分ノ一・五五(地方の實情によつては百分ノ二・二〇乃至〇・九五)となつてゐる。

る。

次に建物の一部たる室の家賃適正標準は、居室(居住の用に供する室)については、當該建物の家賃適正標準額につき全部の居室の面積とその一部たる居室の面積との比率によつて定まる額を基準として、居室にあらざる室についても亦これに準ずる(同第十二條)。即ち、室については面積按分を大體の基準とし、各室の位置、通風、採光等の事情を考慮して適當に定められるのである。

固より借地、借家は、位置、環境、建築の巧拙、建物の経過年数、植樹、庭園の状況等によつて千差萬別であるから、すべての場合に通ずる標準を定めることの困難なことはいふまでもない。地方長官が前述の率とその前提とする條件を定めるに當つては、その地方の實情に應じて最も普遍的な借地又は借家の條件を前提として適當に率を定めることとなる。その結果、この地方長官の前提として定めた借地又は借家の條件により難い場合、又はこれによるを適當としない場合は、實情に基

### 地代及び家賃の變更

#### (一) 地代、家賃の値上げを許される場合

づいて適當に當事者が借地又は借家の條件を定めて、この條件の下に於て適當に地代又は家賃を定めることを認めることとなるのであるが、たゞその場合に於ても、實質的には適正標準により借主の負擔を加重すべからざることは、適正標準設定の趣旨からいつて當然である。故に適正標準そのものは何等強制力をもつてゐるものではないが、地方長官は新たに定められた地代又は家賃が適正標準に照らして不當と認めたとき、即ちこれによるよりも借主の負擔が重いと認めたときは、後述の如く貸主に對して減額又は條件變更の命令を爲すこととなつてゐるのである。なほ適正標準は、今後新築の貸家等昭和十三年八月四日以後本年十月十九日までの間に地代又は家賃のなかつたものについて定められたもので、本年十月二十日當時に於て既にあつた地代、家賃、及び借地、借家の條件は適正標準によつてこれを變更する必要はないし、また明らかに借主に有利となる場合のほかは現在の地代、家賃及び借地、借家の條件を勝手に變更し得ないことは既に前に述べた通りである。この點間違ひのないやうに注意が必要である。

地代家賃は前述の如く値上げを禁止されてゐるのであるが、特に厚生大臣の定める事由ある場合には地方長官の許可を受けて値上げすることが出来る(第四條第一項)。その事由ある場合は、左の各號の一に該當することによつて、本令第三條第一項各號に規定する地代又は家賃(即ち當該借地又は借家の地代又は家賃の最高額)が著るしく低額なりと認められる場合である(施行規則第二條)。

一 貸主に於て借地につき改良工事を施行又は借家につき増築若くは改造を爲したるとき  
二 借地又は借家に對する租税その他の公課の増課ありたるとき  
三 下宿屋、共同住宅その他これに類する借家につき光熱費、消耗品費等の供益費の増高するに至りたる

### とき

#### 四 裸貸を附貸に改める等借主の利益に借地又は借家の條件を改めたるとき

第一號と第二號は舊令と共に效力を失つたところの舊令施行規則第一條第一號及び第三號に該當する規定である。第三號は前述の如く供益費は實費を認める趣旨から出來た規定。第四號は農、建具等の造作の備付及びその修繕費の借主負擔であつたものを貸主負擔に改めた等の場合で、從來も取扱いに於て認めてゐたものを文文化した規定。第五號は舊令施行規則の第四號に該當する規定で、當該土地、建物について各種の負擔金又はこれに代る寄附金を徵収されたとか、應召軍人の家族、遺族が借主であつたため特に低廉にしてゐた地代家賃を改めようとするとき等、本令の趣旨に反しない限り値上げを認めるとするも已むを得ない特別の事由ある場合である。

これ等の事情があり且つ當該借地又は借家の位置、環境、用途、利用状況、地代家賃の沿革、建物の経過年数、

維持保存の狀態等を考慮して、全體として現在の地代又は家賃を審査した上、これが著しく低額なりと認められる場合に初めて値上げが許可されるのであつて、これ

等の事情があれば直ちに値上げしてよいといふのではなく、なほ舊令は一年間の應急暫定の措置であつたので、單に現在の地代家賃が非常に低額であるとの理由によつては値上げの許可を行はない方針であつたが、本令に於ては後述の減額命令の制限の撤廃と相照應して、既存の地代家賃の特に著しく低額で値上げを認めることが已むを得ないやうなものは、この第五號によつて値上げを諂議し得ることとなつた。

この許可申請の手續は施行規則第三條に規定してある。

#### (一) 地代家賃の値下げ

前述の如く、地代家賃の値上げは特に許可を受けを場合のほか嚴重に禁止されてゐるが、値下げについては本令の趣旨よりして固より何等の制限もない。しかしこの許可申請の手續は施行規則第十四條に規定してある。

#### (二) 地代家賃の定めの變更

金の歩合の定めに變更する場合等は、前述の地代家賃の値上げの禁止に抵觸するかどうか、その間の關係が明瞭でない場合も少くないので、統制の徹底を期するため今後はかやうな變更をしようとするときは、すべて地方長官の許可を要することとなつた(第七條)。許可申請の手續は施行規則第十四條に規定してある。

#### (三) 地代家賃の認可を受けた基準

##### と條件による室料の定め

下宿屋、共同住宅、ビルディング等は、本令第二條の規定によつて各室毎に室料の統制を受ける(建前となつてゐるが、これはこの種の借家の經營に於ては不便な場合が少くないし、またこの種の借家に於ける複雜多量な貸貸條件となるべく統一して簡明瞭ならしめることは、統制の徹底を期する上に於ても必要である。従つてこの種の借家の貸主の組合その他これに準ずるものは、その構成員たる貸主の經營するこの種の借家について、例へば疊一枚當り何十箇錢以内といやうに室料の基準及び

室のその他の賃貸條件を統制的に定めて地方長官の認可を受け得ることとし、この認可を受けた賃貸條件の下に認可を受けた室料の基準に従つて定めた室料は、これを現在の室料に代へて各當該室の室料の最高額とするところとなつてゐる(第八條)。認可申請の手續については施行規則第十五條に規定してある。

地方長官は以上(一)乃至(四)に述べた許可、認可又は命令を爲さんとするときは地代家賃審査會の意見を聽くことを要するのである(第十條)。地代家賃審査會は官制によつて昨年來各道府縣に設けられてゐる。

地方長官は、まだ必要ありと認めるときは(一)、(三)又は(四)の許可又は認可に制限又は條件を附することが出来る第九條)。

### 敷金、修繕費の負擔等、地代又は家賃以外の借地借家條件の統制

借地又は借家の契約には地代又は家賃以外に種々の條

件が伴ふ。その中には敷金、修繕費の負擔等、地代又は家賃の定めと離して考へることの出来ないものがある。これ等の條件を統制しないでは、地代家賃を統制してその目的を完全に達し得ない。従つて舊令に於ける場合と同じく、厚生大臣の指定する地代又は家賃以外の借地又は借家の條件については、地代家賃と同様の統制を加へることとなつた(第十三條)。

この統制を受けるものとして厚生大臣の指定した條件は、敷金、修繕費の負擔、賃、建具その他の造作に要する費用の負擔、下宿屋、共同住居その他之に類する借家に於ける供養費の負擔、地代又は家賃の支拂條件及び借主の貸主に給付する報利金、その他の財産上の利益に關する條件(施行規則第十七條)で、舊令の場合に比して供養費の負擔が追加された。

即ちこれ等の條件については、前述した許可申請の事由があつて特に地方長官の許可を受けた場合のほか、本年十月二十日前に既に地代又は家賃のあつた借地又は借家に於ては、これ等の條件の負擔に於て同日前に於ける

最後の借地人又は借家人の負擔、本年十月二十日以後新築その他によつて新たに地代又は家賃の定められるものに於ては、その最初定められる借地人又は借家人のこれ等の條件の負擔を、借地人又は借家人の不利に變更することを得ず、またこれ等の條件が不當に借地人又は借家人に不利(その地代又は家賃を併せて考慮してもなるものと認められるときは、地代又は家賃の減額と同様の方法によつて、地方長官は貸主にこれ等の條件の變更を命じることができること)ができる。

### 取締規定、經過規定・その他

地方長官は必要ありと認めるときは貸主に對して地代又は家賃に關する帳簿の作成を命じ、又は下宿屋、共同住宅その他に類する借家について家賃(室料、間代)其の他の條件を借家の見易き箇所に掲示すべきことを命じ得る(第十一條)。その他必要あるときは貸主、借主から報告を徵し又は臨検検査し得ることは舊令と同様である(第十二條)。

### 新體制早わかり

新體制とは何か——國民の一番知りたがつてゐるこの質問に、答へるのが本書である。大改翼賛運動の本質を描く、特輯パンフレット。六四頁 五錢

である。

以上で、十月二十日から施行された地代家賃の新統制令の概略を説明した。

今や我が國は未曾有の重大時局に際會してゐる。この時局を乗り切つて國運の伸長を圖るため、一億國民は生活の各分野に於て大政翼賛、職分奉公の實を盡し、學國一體となつて新秩序建設の國策に協力せねばならぬ。借地、借家の關係についても、地主、家主は、土地、建物の國家的意義とその現に果しつゝある役割を自覺して、苟くも私益に走つて時局の要望に副はぬやうな行爲をなさず、また借地人、借家人も、土地、建物が國家の重要な資源であることを思つて、俗にいはゆる「他人の物は使ひ放題」といふやうな舊體制的觀念をこの際斷然改め、雙方相協調して親睦關係を維持強化し、以て銃後國民生活に些かの弛緩なからしめることに努めねばならない。

地代及び家賃の統制は、いふまでもなくこの時局に於けることは、その範圍を出来るだけ限定する意味がある。従來の國民徵用令では徵用される者の範囲を國民登録の要申告者に限つてゐたのであるが、國際情勢の緊迫化に伴ひ、將來に備へるために、今回要申告者以外の者も徵用し得る道を開いたのである。

## 國民徵用令の改正

元來徵用は臣民の權利義務に影響することが極めて

大きいので、その範圍を出来るだけ限定する意味から、従來の國民徵用令では徵用される者の範囲を國民登録の要申告者に限つてゐたのであるが、國際情勢の緊迫化に伴ひ、將來に備へるために、今回要申告者以外の者も徵用し得る道を開いたのである。

## 厚生省

### —青年國民登録の實施—

## 國民徵用と國民登録制の改正

國民徵用と國民登録は共に、戰時下に於ける人的勤員上極めて重要な制度であつて、

前者は昨年七月、後者は一月制定以來、國民の協力により、極めて圓滑な運用を見ている。しかし、最近國際情勢の緊迫化に伴ひ、軍備充實の要求に應じ人的勤員の完璧を期するには、現行の法令では少からず不備の點があるので、この兩制度に重要な改正が加へられたのである。

### 寫眞週報 第百四十號

(十月三十日發行)

☆紀元二千六百年記念觀兵式

☆敵性香港・シンガポールとはこんな所だ

☆慶祝 紀元二千六百年 游行圖新嘉坡

☆ベルリンを埋める三つの旗

☆子供の常會——東京

☆ルックスとは——照明の常識

☆讀物ベーチ

△教育勅令五十年に於して△紀元二千六百年の祝典△新登

制頒布△新體制と舊年△帝國憲法の守護神△死以て

陛下の體を承ぶ△大陸は呼ぶ△長靴の煙草△明治神宮御座

十年祭△主君の知識その他

て國策の要請に基づいて實施される重要な事柄であるが、その圓滑な實施のためには、關係者がかやうな心構へをもつてこの統制に協力することが絶対に必要である。

地代、家賃の新統制令の施行に際し、この意味に於て特に國民各位の協力を切磋する次第である。

軍の作戦等に必要な要員は、種々雜多な職種に上り、またその充足には緊急を要するものが多いので、さういふ場合には、本條項によつて徵用命令が發動されるのである。

この場合の被徵用資格者の調査は、厚生省令第四十  
五號に定められてゐる通り、その都度厚生大臣から地方

長官に通知し、地方長官は職業紹介所長にこれを調査登録させるのである。その際必要があれば市町村別割當を算定調査登録する。その結果の報告に基づいて、厚生大臣から徴用命令が發せられ、地方長官は本人に出頭を求め、身體検査をし、家庭の事情等をきいて最後的決定をするのである。

次に從來の制度では、國の行ふ總動員業務に從事せしめるためにのみ徴用し得る前線となつてゐたが、今回更にこの範圍を擴張し、國の行ふ總動員業務のほか、工場

施設に於て行ふ總動員業務にも徵用し得ることとなつた。  
いふまでもなく軍需品は、陸海軍それゝの作業廳のみならず、民間工場にも多數發注される關係上、この方面に於ける要員の充足も切實な問題なので、この範圍にも徵用し得ることとしたのである。なほこの場合、徵用された者が相當重大な義務を負擔することとなるので、事業主に對しても必要ある場合は、被徵用者の使用に關し、または給與その他の労務條件について、國家總動員法第六條の規定に基づき命令を發することとなつてゐる。

民間に徵用された者の給與等は、當該事業主から支給され、その事業主の指示に従つて作業に從事するのであるが、しかし徵用はあくまで國家への義務として發せられ

るものであつて、配屬される工場や事業場が政府の經營になると民間の經營なるとを問はず、ひとしく國家の命令により總動員業務に從事するのであつて、徵用の性質は何等差異はないのである。

第三點は從來召集を受けた者等(今第十一回迄當初)は失格申告をして申告手帳を返還し、再びまた新たに申告すべき資格が<sup>出</sup>生すると新規に申告して新らしい申告手帳を交付<sup>付</sup>す。

國朝文獻卷之三

國民登録制に於ける改正の第一點は、從來の申告期限が申告すべき事實の生じた月の翌月末日まで、即ち最長では二ヶ月といふやうに相當長期間に亘つてをり、また失格申告も三十日といふ期間であつたために、各種の點に支障が少くなかつたので、今回これらの申告期限を總て申告事實の生じた日から十四日間に改めた。

次に第二の點は、今までには指定の職業に從事する要申告者は、居住の場所の移動を申告せず、他方指定の職業に從事せざる要申告者は就業の場所については申告しないこととなつてゐたが、今回この區別を撤廃して、要申告者は凡て居住と就業の場所について、共に申告義務を負ふことになつた。なほ技能程度についても異動申告をすることになった。

本令ハ第六條第二段ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（隊体下士官兵ヲ除ク）及戰時若ハ軍事三隊シ又ハ兵役法第五十五條第一項ノ規定（志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付ハビ之設置ヌル勒令ノ規定ヲ含ム）ニ依ルモ、兵種ニセラレタル軍人學生生徒（准軍優等備習生及海軍優等備習生ヲ含ム）陸海軍軍官、國家機動員法第四條ノ規定ニ依リ用申ノモ、民謡警報機械操作能力申告ノ規定ニ依リ申告ヲ得ヌベキ者、歐西蘭法ニ依リ樹林大臣ノ免許ヲ受ケタル監督師（朝鮮ニ在リテハ朝鮮監督ノ免許ヲ受ケタル監督師、臺灣ニ在リテハ臺灣監督ノ免許體ヲ受ケタル監督師、煙太二（在リテハ檍太羅羅良官ノ假官狀ヲ受ケタル監督師、南洋群島ニ在リテハ南洋監督官ノ假官狀ヲ受ケタル監督師）即ニ船員法ノ精神及朝鮮船舶令ノ船員ニ關スル申告及機器能効ノ査定ニハ之ヲ適用セズ

が、今回はこの第十一條に該當した場合又は該當せざるに至つた場合は異動申告をして、舊登録カードと舊手帳をそのまま、使用することと

第四點は、施行規則の改正によつて、相當大きな手續上の變更が規定された。それは今まででは指定の職業に

從事する者は使用者と共に申告をなし、申告手帳は使用者が保管し、使用を罷めたときは、舊使用者はその手帳で解用報告を爲し、然る後要申告者は新たにその手帳で異動申告をすることになつてゐたが、今度の改正によつて、使用を罷めたときは、使用者はその保管する申告手帳に解用の旨(解雇、退職、轉勤)とその年月日を書いてこれを本人に渡すか又は轉勤先に送り、その使用者からは申告手帳によらずして解雇報告を前に申告した職業紹介所に提出することになつたのである、勿論使用者がその手帳を、所在不明その他の場合により本人に交付できないときは、解用報告と同時に申告手帳を職業紹介所に返還しなければならない。

青年國民登錄制

方とは思ひ切つて異つた簡易な方法をとることになつたのである。

この青年國民登録制は、國民登録の一部として實施すべきものであるから、從來の有技能者の登録と同様その目的に於ては何等異なるところがないのであるが、要申告者の範囲が一般的である點や、申告手續の簡易な點などがその特徴といふべきであらう。

今その概要について解説しよう。

### 一 要申告者の範囲

青年國民登録に於て申告すべき者(要申告者)は、年齢満十六年以上徵兵適齡に達しない男子のすべてである。

である。これは、いはゆる「青年國民登録制」と稱せらるるものであつて、これ等の者については從來の登録の仕

(口) 者(従来の有機能者としての要申告者)  
徴兵猶豫を受ける學校に在學中の者

要申告者は毎年一回、九月末日現在で十  
月十日までに（今年だけは十月末日現在で  
十一月十日までに）居住地の市町村長を經  
て職業紹介所長に、下図のやうな一般職業  
能力申告票によつて申告しなければならな  
い。九月末日現在としたのは、この時期に  
勞務動態調査規則による労務動態調査が行  
はれるので、それと一致させることが種々  
の點から便宜と考へられるからである。

書名其事卷一  
山川

荷物の國民登録では、要申告者又は使用  
者(即ち申告義務者)が、職業紹介所長から  
申告票用紙の交付を受けて申告しなければならなかつた

員をしてなさしめることが原則としてゐる。申告期限まで

でに申告票用紙の交付を受けるなかつた要申告者は、居住地の市

町村長に申出るか或ひは直接職業紹介所長に請求することになつてゐる。これは労務動態調査員が誤つて配付しなかつた場合等の申告済を防止する意味から、要申告者に請求すべき義務を負はしてゐるのである。

市町村長と労務動態調査員がいかにして申告票を配付、蒐集するかは、次のやうな手順となつてゐる。

先づ市町村長は九月二十一日までに（今年は十月二十一日までに）職業紹介所長から申告票用紙の交付を受け、労務動態調査員をして、申告期限までに済れなく要申告者に配付させなければならない。この場合國民登録事務取扱規程に定められてゐる通り、申告票受拂簿を作成し、その受拂を明確にして置く必要がある。

労務動態調査員は、市町村長から交付を受けた申告票用紙を、擔當区域内の要申告者に、九月末日（今年は十月末日）までに済れなく配付する。これは手數でも要申告者を戸毎に廻つて、済れなく配付するやうにしなければならない。配付に際しては、唯單に申告票用紙を渡し切りでない。配付に際しては、唯單に申告票用紙を渡し切りでない。

く、登録の趣旨、記入方法を懇切丁寧に説明することが必要である。

申告票用紙の配付を終つたならば、やはり所定の連名表を作成し、申告票用紙を交付したか否かを明らかにして置かねばならない。

さて要申告者は、配付された申告票用紙にそれ／＼該

賞事項を記入し、労務動態調査員がこれを申告期限までに蒐集するのであるが、この際注意すべきことは、その申告票と申告控の内容を對照して調べた上、脱漏又は誤謬がないと認めたならば、檢印（受領印）と割印を押捺の上、申告控を切取つて要申告者に渡し、豫じめ作成して置いた連名表中の當該申告者の氏名の下に、適宜記號を附して氏名順に申告票を一括して、連名表と共に、市町村長に提出するのである。

市町村長は各労務動態調査員から提出された申告票を取纏め、十月三十日までに（今年に限り十一月三十日までに）所定の送致目録を添附し、職業紹介所長に提出し、これで登録されることになるのである。なほ労務動態調査員

から提出された連名表は、翌年の申告期限まで保管しなければならない。

ここで特に申述べて置きたいことは、要申告者が労務動態調査員から受取つた申告控は、要申告者がこれを保管し、徵兵検査の日に徵兵官を経て前に申告した職業紹介所長に返還しなければならないことである。陸軍の規則で從來の國民登録の要申告者は職業能力申告手帳を徵兵検査の日に携行出頭しなければならぬことになつてゐるが、この建前と一致せしめたのであるから、將來徵兵検査を受ける場合は申告手帳か申告控のいづれかを所持せねばならないこととなり、萬一携行しない場合は、申告の義務を怠つてゐるものとして罰せられることとなるから、申告済のないやう充分注意せねばならない。

かやうに、市町村長と労務動態調査員は、それ／＼重要な役割を持つものであるから、市町村長はその市町村内に居住する要申告者に對し、労務動態調査員又は部落長、町内會長を通じ、この登録制の趣旨と内容の周知、宣傳に努め、申告済のないやうに心掛けねばならない。

## TOKYO GAZETTE

No. 5

### CONTENTS

- Imperial Rescript
- Confronting the Crisis
- National Movement for Assisting the Throne
- Documents Concerning the Three-Power Pact
- Industrial Reconstruction in China
- Celebration of the 2,600th Anniversary of the Founding of the Empire

November, 1940

定 價  
上額一部七十五銭  
普及版半額一ヶ年  
一千九百四一年度  
三月三日付迄  
（律約に依り）  
東京市總務課  
内閣機密室  
郵便局  
大正二年三月  
大正二年三月

# 現地報告



## 興亞學生勤労報國隊

文部省教務局では今夏、大學高等専門學校、師範學校學生生徒約一千五百名を以て興亞學生勤労報國隊を組織し、これを滿洲北支、蒙疆及び中支に派遣

し、現地で約一ヶ月集闘勤労作業に従事させると共に第一線將兵の辛苦を真に體得させた。

この貴重な體験は、このほど東京、大阪、名古屋、仙臺、福岡の五

は度量に宣傳の文字を書く學生

が、誌面の都合で全部を載せ切れず割愛したものが、あることをおことはりしておおく。(カット真浪)

大栗子鑛山は、東邊道中最大の鑛山で埋藏量約一億噸と稱される莫大なもの。しかも品位は平均六四%といふすばらし赤鐵で、世界最大の鑛产地アメリカのスベリオル湖地方の平均品位五一%を遥かに凌いだる資源が眠つてゐるこ

とが分りました。

大栗子鑛山は、東邊道中最大の鑛山で埋藏量約一億噸と稱さ

れる莫大なもの。しかも品

位は平均六四%といふすばらし

い赤鐵で、世界最大の鑛产地アメリカのスベリオル湖地方の平均品位五一%を遙かに凌い

だる資源が眠つてゐるこ

とが分りました。

大栗子鑛山は、東邊道中最大の鑛山で埋藏量約一億噸と稱さ

れる莫大の

資源が、莫大な

ら申譯な、思ふと共に、浅見國民は何をしてゐるのかと義憤の念に堪へませんでした。

等小學校に通ずる制度となつてゐます。その教授は、わが國の國民學校案のやうな内容で、滿

等小學校に準ずる制度となつてゐます。その教授は、わが國の國民學校案のやうな内容で、満

しきアジアの将来は希望に満つることを痛感しました。私は認めて大にして障壁教育の重要性をの炭坑を維持經營するために附模に出現してゐたのです。聞く所によりますと、英國人は、こ

22



反省せよ日本人

操をやつてゐるのです。

及蒙羅演員

たさうです。

語國民科と日語國民科の時間数がほど一致してゐるのです。それ故満人の生徒は、君が代

叫ばと共に、この光榮との體験を、今後の生活に具現したいと心に誓つてをります。

近に住む支那人の税金を一切負擔し、また水道や電気を引き無料で支那人に使はせたり、或ひは小學校や教會などとつくり、

巧妙な経営政策の下に相當大規

重要な場所ですが、現在は政治

的軍事的經濟的に非常に複雜な特殊事情が存在し、現在その衝に當つてゐる人々も特に苦心してゐるところです。その上、河南省の住民は、排他心の強いもので有名です。事變前日本人が殆んど入ることを許されなかつたのもさうした理由によるのです。ところがこれに反して、前に事と痛感させられました。

つかの大學生の教授は殆んど在留三十年にも及ぶ外人ばかりです。彼等は支那語を自由に話す。かれらは支那の事情をよく理解してゐるのです。私達は今後餘程つかりした信託と、支那や支那人に對する正しい理解を以てしなければ到底何事も爲し得ない

で全部石段で、その数が一萬七千あるといはれ、幅約二間のすばらしい立派な階段がづと雲の彼方に消えてゐます。一段一般ふみしめて登つてゆくと、次第に銃の重みが肩にめり込み、足は疲れて股は痛むし、遂には石段を腹ばひになつて登る者さへ出てきました。この一等の繁殖を妨げず、無限とも云

の小孩見守供のお腹がすばらしく大きいので不思議に思つて、兵隊さんに尋ねて見ますと、食中に残つてゐるとの事でした。このやうに、支那人は粗衣粗食に甘んじてゐますが、それが彼

支那人の粘り

始めとして、各種の産業開發に既に三十餘年も以前にこの地に入り込むことが出来たといふことは私達の大いに考へなければならない所です。現地における邦人の活躍は決して成功とはいへません。私達が彼等に對して、チャンゴロなどと云つて輕蔑してゐる内に、英人や米人は彼等の内に根強い勢力を扶殖してしまつたのです。現在北京にある幾山奇巖怪石に富み、山中名所佳觀が頗る多いところでした。この泰山に登る道は麓から頂上ま

支那人の粘り

北支及華南邊境開發委員會 小笠原敏順

みの的でありましたが、これこそは支那人の粘り強い性格を現す最もよいものだと思ひました。この粘り強さを現す今一つの例としまして支那人の生活活力があります。私達が参りました時でも日中は百二十度あります。そのやうなのが凄い暑さも一向氣にせず、これに耐へる力を持つてゐます。更に第一線したが、そのやうなもの凄い暑さもありました時、支那の田舎で、最も厄介な點があると思ひます。

て「一步々前進する底力は誠に驚くべきもの」と云はねばなりません。誠に支那人の性格は、丁度揚子江、黄河、珠江等の如く悠々としてせまらず、急がぬのに、日本人は天龍川、第後川等の如く急であると思ひます。この性格が蔣介石の長期抗戦の一大原因であることを考へ合せて、吾々日本人は大いに考へて見なければならぬ點があると思ひます。

藝  
泰安にゆき、翌十一日

二、翌十一日

國第一の靈鷲泰山に登山しま  
た。高さは約一千五百米に過  
ませんが、山容巍々として全  
爺怪石に富み、山中名所佳  
が頗る多いところでした。こ  
そ山に登る道は麓から頂上ま  
があります。私達が参りました  
時でも日中は百二三十度あります  
したが、そのやうなもの凄い暑  
さも一向氣にせず、これに耐へる  
力を持つてゐます。更に第一線  
へまいりました時、支那の田舎

本人は天龍川、筑後川等の如く  
日本人は天龍川、筑後川等の如く  
であると思ひます。この性格  
であると思ひます。この性格  
であることを考へて合せて、吾々  
日本人は大いに考へて見なけれ  
はならぬ點があると思ひます。

## 居留民は宣撫班

中支派遣員 飛鳥居昌乗

上海では、哨兵の前を通る者は外人を除いて日支人はすべて會釋をして通りますが、支那の青年や姑娘に限つて絶対に頭を下げないので。頭を下げるばかりでなく、彼等の態度にはかくし切れぬ現代に對する不滿の色がうかとほれました。彼等は生れてから今まで、抗日排日毎日の教育の中に育つてきただつて、今なほ全支那青年層には排日の念は去らないのです。一般民衆も亦、大理想實現の一翼に參加してゐるとは言へないのであります。我々は何とかの方法で、心から心服するやうにしなければなりません。

この重大な宣撫は今どう行はれてゐるでせうか。私の見聞した範圍では、まづ第一に軍隊による宣撫で、皇軍の進む所宣撫班もまた進んで着々と宣撫工作をしてゐます。又軍の醫科班は支那民衆に仁術を施してやり、我々の行った南京・鎮江・上海にばかりでなく、彼等の態度にはかくし切れぬ現代に對する不滿の色がうかとほれました。彼等は生れてから今まで、抗日排日毎日の教育の中に育つてきただつて、今なほ全支那青年層には排日の念は去らないのです。一般民衆も亦、大理想實現の一翼に參加してゐるとは言へないのであります。我々は何とかの方法で、心から心服するやうにしなければなりません。

この重大な宣撫は今どう行はれてゐるでせうか。私の見聞した範圍では、まづ第一に軍隊による宣撫で、皇軍の進む所宣撫班もまた進んで着々と宣撫工作をしてゐます。又軍の醫科班は支那民衆に仁術を施してやり、我々の行った南京・鎮江・上海にばかりでなく、彼等の態度にはかくし切れぬ現代に對する不滿の色がうかとほれました。彼等は生れてから今まで、抗日排日毎日の教育の中に育つてきただつて、今なほ全支那青年層には排日の念は去らないのです。一般民衆も亦、大理想實現の一翼に參加してゐるとは言へないのであります。我々は何とかの方法で、心から心服するやうにしなければなりません。

この重大な宣撫は今どう行はれてゐるでせうか。私の見聞した範圍では、まづ第一に軍隊による宣撫で、皇軍の進む所宣撫班もまた進んで着々と宣撫工作をしてゐます。又軍の醫科班は支那民衆に仁術を施してやり、我々の行った南京・鎮江・上海にばかりでなく、彼等の態度にはかくし切れぬ現代に對する不滿の色がうかとほれました。彼等は生れてから今まで、抗日排日毎日の教育の中に育つてきただつて、今なほ全支那青年層には排日の念は去らないのです。一般民衆も亦、大理想實現の一翼に參加してゐるとは言へないのであります。我々は何とかの方法で、心から心服するやうにしなければなりません。

この重大な宣撫は今どう行はれてゐるでせうか。私の見聞した範圍では、まづ第一に軍隊による宣撫で、皇軍の進む所宣撫班もまた進んで着々と宣撫工作をしてゐます。又軍の醫科班は支那民衆に仁術を施してやり、我々の行った南京・鎮江・上海にばかりでなく、彼等の態度にはかくし切れぬ現代に對する不滿の色がうかとほれました。彼等は生れてから今まで、抗日排日毎日の教育の中に育つてきただつて、今なほ全支那青年層には排日の念は去らないのです。一般民衆も亦、大理想實現の一翼に參加してゐるとは言へないのであります。我々は何とかの方法で、心から心服するやうにしなければなりません。

この重大な宣撫は今どう行はれてゐるでせうか。私の見聞した範圍では、まづ第一に軍隊による宣撫で、皇軍の進む所宣撫班もまた進んで着々と宣撫工作をしてゐます。又軍の醫科班は支那民衆に仁術を施してやり、我々の行った南京・鎮江・上海にばかりでなく、彼等の態度にはかくし切れぬ現代に對する不滿の色がうかとほれました。彼等は生れてから今まで、抗日排日毎日の教育の中に育つてきただつて、今なほ全支那青年層には排日の念は去らないのです。一般民衆も亦、大理想實現の一翼に參加してゐるとは言へないのであります。我々は何とかの方法で、心から心服するやうにしなければなりません。

## 部落會・町内會等の整備について

### 内務省

#### 一 整備の意義

大東亜共榮圈の確立を目指し、世界新秩序建設の大使命に向つて確固たる進路を決定した我が國は、今や、一日も速かに高度国防國家体制を完成しなければならない重大な時機に際してゐる。高度国防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであって、この目的に向つて國家の凡ゆる制度と國民の總力を集結することこそ新體制の任務であるといはねばならない。もとより新體制の確立は、凡ゆる國家の分野に亘つて實現されなければならぬが、その最も重要な基礎をなすものは萬民賛同の國民組織の確立である。一億同胞として生きた一體として齊

しく大政翼賛の臣道を完うせしめる組織である。また國家新體制の確立に當つては、國家の行政組織の上にも行政能率の刷新上必要な整備が要求される。從來中央の行政機構については幾度か制度の改革が行はれてゐるが、今日國家の行政力を強化する爲めには、常に國民との接觸點に立ち行政の運用を適當とする地方行政の下部機構についても戰時に即應する充實強化が圖られなければならない。

今回内務省訓令で、部落會・町内會等の整備擴充を企圖したのも、國民の生活基底である隣保生活を組織化し、この組織を通じ國民精神の錬成と國政萬般の透徹と運用とを圖り、以て歴史的國內體制確立に副はんが爲めの基

の一步としたので、これ等の教會は今は各所に抗日敵性の魔返して立つてゐたのであります。

「この子供が中國の母となる頃にはどんな平和な支那がアジアが出来るのであら」と今更ながら宣撫の力の威大さを痛感したのであります。しかし現實

の問題として我々はもつと手近い所に宣撫がある筈と思ひます。大陸の居留民はすべて宣撫官になつたつもりで支那人に対する第三は民間による宣撫です。

我々は上海對岸の浦東の「中國婦女協進會」を訪問しました。

これは山岸姉妹の經營で浦東の婦女七八十名を集めて、ミシシッピ・裁縫・織物・遊戲・日本語等を

すから、軍隊に宣撫のすべてを委ねるわけにはゆきません。

次ぎに宗教による宣撫はどうですか。阿片戦争以來、歐米諸國から殖民地視され、歐米諸國はキリスト教を以て政策的に支那各地に教會を立てて利益擴取

を試みるやうい勢氣に包まれたのです。私は子供の一人に「あなたいくつ」と聞くと、も

ので、私は子供の一人に「あなたいくつ」と聞くと、も

基礎工作に外ならない。即ち部落會・町内會等の組織は、一つには國民を地域的に組織化し、各々その日常生活に於て國家に奉公を全うせしめる組織であり、この意味に於ては部落會・町内會は萬民翼賛の國民組織の地域的基底をなすものといふことが出来る。また一つには、部落會・町内會は、國家行政の下部機構として整備しようとするものであるから、この意味では部落會・町内會は市町村の下部組織として國家行政萬般の透徹とその圓滑なる運用を確保する任務を果すものである。

## 二 沿革と現状

部落會や町内會・隣保班等の組織は、或ひは古い隣保團結の遺風の上に、或ひは住民生活の現實の要求に應じて今日まで自然の成長發達を見て來てゐる。即ち、農村の部落は昔から隣保・共助の美風に結ばれ、殊に徳川時代に自然村として水く培はれて來た歴史的感情の中に、精神的結合の紐帶がある。明治維新後町村制實施の際、法制上部落を認めず、今日の町村に合併を強行

部落活動を促進してこれを地方振興の上に活用しようとする努力が、教化運動、農村經濟更生、選舉肅正等の諸運動となつて復興し、近くは事變下に於て國民精神總動員の實踐網の組織運動が活潑に展開された。殊に支那事變發生を契機として部落會や町内會は銃後の後援、國民防空をはじめ貯蓄の實行、物資の増産、供出、配給、消費の規正、生活の刷新、切符制度の實施等、重要國策の遂行の單位として大きな意義と任務とを與へられるに至り、その整備は今ではあらゆる國家行政の運行の上から不可缺のものとなつた。斯うして最近では全國廣範圍に亘つてその組織の結成を見たのである。昨年十二月現在の内務省調査によれば、部落會・町内會設置數は

市 部	三五、一八八(組織率七割三分)
町村部	一五六、一七八(組織率八割九分)
計	一九一、三六六

の多きに達してゐる。しかるにその整備指導の方針は地方的に區々で、その組織構成等にも尙不備缺陷があり、

して以來、部落に對しては長く解體方針が採られて來たにも拘らず、部落は農村に於ける生きだ現實の生活單位として、その生命を維持して來た。また町内會は、多くは都市生活に於ける住民の親睦團體又は自警團體として發生し、次第に都市行政の補完組織として公共的色彩を帶びるものとなつた。殊に區域も廣く、市民の離合集散の常ない大都市では、町會や隣組の組織は、荒んだ都市生活の中に隣保・相扶の醇風を注入し、個人主義生活の缺陷を補ふものとして近來著しく發達した。

また今日の隣組の沿革をなす五人組、十人組等の隣保組織は、遠く大化の改新の五保制度に淵源を有し、豐臣時代を経て徳川時代には五人組制度として、當初は浪人や異教者の取締等犯罪の検察や治安の維持に、進んでは納稅、勤儉貯蓄、互助・共濟等の民生全般に亘る施政の上に活用され、今日なほ都市農村を通じその遺風を存するものがある。このやうな舊い隣保團結の醇風も、明治以後、個人主義の風潮が輸入されると共に漸く衰微を辿つたが、その後再び隣保團結を基礎として部落會を普及し

所期の活動的機能を發揮するに至らぬものも少くなかつた。

この現状を見ると、全國一貫せる整備指導方針の下に、速かにその全國的整備を完成することが刻下の急務である。今回の内務省訓令に定められた「部落會・町内會等整備要項」は、本制度整備の目的と組織の大綱を示したもので、これによつてその全國的整備が速かに實現せらることを期待するものである。

## 三、目的と任務

本制度の整備に當つては、先づその目的と任務とを明確にすることが必要である。從來部落會・町内會等の整備の必要は種々の異つた國家の要求に應じて唱導され、またその組織は地方によつてそれゝ發生の動機や沿革を異にするため、その指導方針にも、とかく統一を缺く憾みがあつた。しかし部落會や町内會は、地域的國良組織として、その任務は一部特定の目的のためのみに捉はれるものではなく、國家の全般的な要求を満たす綜合的

な目的に従ふものでなければならない。

以下今回定められた部落會・町内會の目的を説明しよう。

### 一 隣保團結ノ精神ニ基す市町村内住民ヲ組織結合シルコト

部落會・町内會は、我が國固有の隣保團結の精神を基調として市町村内の全住民を組織結合するものである。隣保團結の精神は、我が國古來の尊い美風であり、自衛の根柢として國民團結の基礎を築く力である。全國民一家族の如く隣保苦樂と共にし、相扶け相携へて努力するところに我が國固有の力強い國民的團結の姿がある。部落會や町内會はこのやうな隣保團結の精神の生きた結晶であると共に、市町村の全住民を内部から一體化するものでなければならない。このことこそ、市町村の行政を、真に住民生活に即應せしめ全國民を有機的一體に結合する所以である。

かやうに隣保團結の精神を基調とする部落會・町内會

は、萬民翼賛の本旨に則り地方共同の任務を遂行するを以てその本質的任務とする。未曾有の重大時局に直面し、全國民が協心戮力その總力を發揮し、確固たる國内體制を確立せんがためには、先づ隣保團結の精神を基調として、全國民を地域的に組織化し、これを國民組織の固き基底として、國體の本義に基づく萬民翼賛の眞姿を顯現しなければならない。即ち全國民は先づ部落會・町内會・市町村の構成員たる自覺を以て、隣保相協力し公共の任務を遂行し、各々その職分に應じ、その日常生活に於て國家奉公の誠意を盡すものでなければならない。また部落會・町内會に於ける地方共同の任務はすべて國家目的を基調とし、これに歸一する如く遂行されなければならない。これが今日の地方自治の國家的使命であり、この組織が萬民翼賛の國民組織の基底たるべき所以である。

### 二 國民ノ道徳的鍛成ト精神的團結ヲ圖ルノ基礎組織タルシムルコト

先づ部落會・町内會の組織を通じて國民の道徳的鍛成

の一體的團結を築き上げる基底でなければならない。隣保の團結こそ一億一心を生み出す力である。かくして部落會・町内會は盛り上る國民活動の源泉となり、その精神的溫床となり得るのである。

### 三 國策ヲ汎ク國民ニ透徹セシメ國政萬般ノ圓滑ナル運用ニ資セシムルコト

今日廣汎多岐に亘る國家行政の運行に當り效果ある結實を期するためには、普く國民の各層に向つて國家の行はんとし、また求めんとする意圖を敏速に透徹せしめ、國民をして欣然國家意圖に參加せしめる態勢を整へなければならぬ。斯様な國家の意圖は、單に既存の行政機關を通じ一片の示達によつて命令的に傳達するだけではなく、更にその下に組成された部落會・町内會のやうな、住民の結合組織を通じて、はじめて全國民の力を合せて國家の重大時局に當るべきとき、時艱克服の剛健な精神的團結の氣魄は深く國家の基礎より盛り上らなければならぬ。即ち隣保團結を基礎とする部落會・町内會の結合は、國民の精神的結束の紐帶となり、全國民

が圖られねばならない。即ち住民は隣保相扶の美風を發揚して協同耕種し、協同生活の實踐的訓練と陶冶により、相互によく切磋琢磨して、その生活の醇化と道徳の向上を圖らねばならない。國民が眞に隣保生活から進んで國家公共の意識に目醒めるならば、日常生活の分野に於ける個人本位の行為はその跡を絶ち、經濟生活方面に於ける非國民的行為などは地を拂つて、眞に國民共に變ひ供に樂しむの健全なる國民道徳が實現されるのである。即ち部落會・町内會は、國民各自がその日常に於て個人主義的生活を脱却し、公益優先の全體的立場に立脚する眞の國民的性格に鍊成される訓練の組織たらんとするのである。

また部落會・町内會は國民の精神的團結の基礎組織とならねばならぬ。今や一億一心、全國民心を一にしその力を合せて國家の重大時局に當るべきとき、時艱克服の剛健な精神的團結の氣魄は深く國家の基礎より盛り上らなければならぬ。即ち隣保團結を基礎とする部落會・町内會の結合は、國民の精神的結束の紐帶となり、全國民

滑なる遂行を期すべきである。即ち部落會・町内會は、

市町村の下に國家行政運用の下部組織として、常に国民生活との接觸點に立ち、行政運用の滑車たる役割を果すべきものであり、或ひは國策の透徹機關として、或ひは國民の國策實踐の組織となつて活動しなければならない。

#### 四 國民經濟生活ノ地域的統制單位トシテ統制經濟ノ運用ト國民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

部落會・町内會等の組織は、これを國民經濟生活の側から見れば、その地域的統制單位を形成するものである。殊に今日のやうに、既往の自由經濟が戰時計畫經濟に再編成されようとする轉換の時期に當つては、先づ國民生活の地域的經濟單位が確立されなければ、統制經濟の圓滑な遂行を期することは出來ない。

農村に於ける部落は、本來住民の農業生產活動を中心として結合した農村生活の協同體であり、住民の生産消費兩生活の基點となるものである。殊に戰時體制下に於を有するのである。

#### 四 組 織

とするやうになる。この意味に於ては部落會や町内會は統制經濟の強化に即應する國民の新生活體制を實現し、戰時に相應しい國民生活の建設に貢獻すべき積極的任務を有するのである。

#### 一、部落會及び町内會

2 区域  
部落會の區域は「地域的協同活動を爲すに適當なる區

ける農村部落は、農業生產の綜合的計畫化を實現し、その協同化を促進する單位として、重要食糧品の増産、供出、生産資材並びに生活必需品の配給、消費生活の規正等の任務を遂行しなければならない。また都市生活に於ては、經濟生活に於ける生産面と消費面は概ね分離され、都市生活を共通的に一貫するものは住民の消費生活である。従つて都市に於ける町内會は經濟的には消費費規正の單位とならねばならない。

殊に最近では統制の強化に伴ひ、生活必需品等の必要物資の配給について切符制度が採用され、部落會・町内會、その下に在る隣保班がその配給單位として活用されるなど、現實に於けるその經濟的任務は頗る重要な性を加へて來たのであつて、將來一層統制分野の擴大されることを豫想すれば、他商に於ける配給機構の地域的整備と相俟つて、速かにその組織の確立が望まれるのである。又都市農村を通じてこのやうな消費統制の進展は、また必然に住民生活の刷新合理化とその協同化とを必要

市町村の區域を分ち、村落には部落會・市街地には町内會を組織する。即ち兩者の區別は、實質的な土地の條件に從つて定められる。

#### 名稱と性質

部落會又は町内會の名稱は地方によつて適宜に定めてよいが、少くともその本旨を示すものたることが必要である。農家組合、衛生組合、防犯組合等を部落會・町内會の名稱とするのは適當と認め難い。

部落會・町内會は、部落又は町内の全住民を以て組織する行き及ぼせるやうにする一方、既存の組織についても十分再検討を加へ、その區域構成等が不適當と認められたるべきは必要な再編成を行ふ必要がある。またその整備に當つては徒然に劃一主義に流れて地方的な長所や精神的結合を破壊することがないやうに留意し、また單に形式的整備に留することのないやう國民の深い理解と自發的協力に俟たなければならぬ。

域」を基準とし、「行政區その他既存の部落團體」(例へば農事實行組合等の部落農業團體)の区域を斟酌して明確に決定することを要する。かゝる農村住民の協同生活単位は大體に於て自然部落によるのが通例であらう。

町内會の區域は原則として都市の町若くは丁目又は行政區の区域によるべきものとされる。但しそれにより例外の場合を認め得る。また部落會又は町内會の戸數に著しい相違を生ずるのは好ましいことではないから、なるべく「區域内の戸數」をも考慮に加へ、その區域を定めるのが適當とする。

次に部落會・町内會の活動を総合的に強化するためには、各種團體との緊密な連絡を必要とする。従つて、行政區その他部落又は町内を單位とする諸團體の区域を整備した部落會又は町内會の区域と一致するやう、整理統一を圖ることが必要である。

### 3 町内會聯合組織

都市に於ける町内會の數が相當多數に達し、市町村と町内會との間に町内會の中間聯合組織を設けるのが便利

な場合がある。こんな場合には適當な區域(例へば學區)によつて聯合會を組織することが出来る。然しながら市町村(或ひは六大都市の區)全體を區域とする聯合組織は、市區町村長が町内會を一元的に統轄する見地からも、また後述の市區町村常會が町内會の連絡統制を圖る上からも、これと對立的な存在を必要としないから、これを認めないこととした。

### 4 役職員

部落會・町内會等の完き運営が、指導者その人に存することは論を俟たない。従つて部落會・町内會の代表者たる會長の人選に當つては、區域内の信望ある指導的人物であつて、よくその運営に専念し得る者を選任するやうに努むべきである。なほその區域が行政區と一致するときは、部落會長・町内會長と區長は同一人とするを適當とする。會長の選任は、地方の事情に應じ從來の慣行に従つて、部落又は町内住民の推薦なり選舉の方法によつて、部落會・町内會の代表者たるものが適當とされるが、少くとも最後的には市町村長の選任乃至告示の形式に依る事が、市町村長の部落會

## 二、隣保班

隣保班は部落會又は町内會の隣保實行組織であり、その名稱はその本旨を示す限り適宜とする。隣保班の結成

により、眞に向ふ三軒兩隣りが相接び相親しむところの隣保生活が組織化され、部落會・町内會の活動が強化され、全國民が漏れなく國家活動に勤員されるのである。隣保班は十戸内外の隣接戸數を以て組織すべきであるが、古來の五人組、十人組等の舊慣申尊重すべきものはなるべくこれを採り入れることとし、その他家庭防空、隣保組織等既存の組織との一體化を圖るべきである。隣保班の構成は隣保協力の見地から地理的關係に従つて定むべきであるが、その範圍内に於ては住民の職業關係をも合せて考慮に加へる必要がある。

隣保班には代表者(名稱適宜)を置くこととする。代表者の選任は班員の推薦、互選、輪番等適宜とする。

隣保班も部落會・町内會同様の趣旨の下に、常會を開催

町内會に對する統轄の上から必要である。その他部落會や町内會のやうな小團體にあつては、名義だけの役員のやうなものはなるべく置かず、必要に應じ事務を處理すべき職員を置くことが適當である。

### 5 部落常會と町内常會

部落會と町内會は、さきに掲げた大目的を達成し、物心兩面に亘り住民生活各般の事項を協議懇談するため、それより部落常會・町内常會を開設する必要がある。

部落常會・町内常會は會長の召集により全戸集會する

ことを原則とし、その範圍も世帯主に限らず家族全員に及ぼすべきである。たゞ事情により區域内の全戸が集會せざり、隣保班代表者だけで常會を開き得るが、この例外は、戸數が多く全戸集會するに適しない場合のみに限られなければならない。部落會と町内會區域内の各種の集合は、なるべく前記常會に統合して、常會を眞に部落町内総合協議機關たらしめ、とかく會合が多過ぎるといふ煩を省くべきである。

部落常會・町内常會は少くとも毎月一回これを開催す

すべきである。殊に部落常會・町内常會が隣保班代表者の常會である場合は、隣保班常會は重大性を有する。隣保班にあつて必要があれば中間聯合組織を設け得るが、部落會・町内會を全区域とする聯合組織は固よりこれを認めない。

## 五 運営

### 1 部落會と町内會の統括指導

部落會・町内會は市町村を内部的に構成する下部組織たるものであるから、その活動は當然市町村長の統轄指揮下に置かるべきものであり、またその組織を通じて市町村全住民が一體的結合に組織され、市町村の融合統一が實現されなければならない。従つて部落會・町内會の活動は市町村の統一を害しない範圍に、その限界を持つべきものである。

また部落會・町内會は全住民を構成分子とする地域組織であるから、その活動は常に全住民の積極的協力を基礎とすべきものである。部落會・町内會が一部役員又は有

志等の少數者の手によつて私され、また不純な政治運動に利用され、全住民の闘心から遊離し、その信用を失墜するやうなことは、その本質を没却するものであつて、その運営に當り最も嚴戒を要するところである。次に部落會・町内會が市町村の補助組織として活用されるに當り、徒らに必要な度を超えてその委託事務量を増大し、その事務的負擔を過重ならしめることは、部落會・町内會の本來の自主的活動機能を減殺する虞れがあるから、この點市町村當局者は深甚の考慮を要する。更に部落會・町内會の會計事務については會費の徵收を合理化し、元費を節約して住民が負擔過重に陥ることを防止し、またその取扱については一層自主的監督方法を強化徹底すると共に、市町村長に於ても隨時必要な監督措置を講ずることとし會の信用の保持と住民の負擔の保護を圖るべきである。

### 2 常會の運営

部落會・町内會・隣保班がよくその使命を達成し得るや否やは、常會の運用如何に俟つ所が多大であるから、常

會の運営と指導には格段の努力が拂はれねばならない。そもそも、常會は我が國古來の自治慣習に由來し、我が國固有の自治精神に立脚するものであつて、その本義は和衷協同の精神的結合を前提とする隣保協同社會に於ける全住民の集會たることに在る。常會の開設は、かやうな舊い慣習と美風が眞に現代にその生命を活かし、新らしい時代に適應する如く運営されなければならない。即ち常會の開催に當つては住民相互の和衷協同を前提とし、十分意思の流通を圖つて懇談裡に協議を遂げるべきであり、また常會を通じ住民相互の教化啓發と切磋琢磨によつて、物心兩面に亘る住民生活の充實向上が圖られ、上意下達、下情上通が圓滑に調整され、また各種の實行、

### 3 各種團體との關係

部落會・町内會は地域的綜合組織として、地域内のある各團體の機能を達成すべき綜合目的を持つものであるから、その活動は、産業、經濟、教化、警防、保健、衛生、社會施設その他時局關係事務等住民の共同生活に關聯する各般の事項に亘るべきものである。従つて必要に應じ、部落會・町内會の組織に各種の部制を設ける等の方法によつて區域内各種團體の機能の統合を圖るべきである。

市町村に溫立する各種團體自體の廢合の問題は、別途に考究しなくてはならないが、これがためには先づ部落會及び町内會に於て可及的に實質的統合を圖ることとし、これによつて部落會・町内會の活動を一元的に強化すべきである。殊に純農村に於ける部落會と部落農業團體との關係に於ては兩者の區域を統一し、人的組織の結合を圖り

常會と共に通ならしめる等、その調整を圖ることが最も緊要である。

#### 4 中堅指導者の育成

部落會・町内會の運営の如何は一に指導者の適否に存するといつてよいから、その内部的指導力の充實を圖るために中堅指導者の育成訓練に努めることが緊切である。これがなめには、區域内の信望ある指導的人物を積極的にその活動に参加協力せめること、また青年層より自覺ある活動分子を育成訓練することが必要である。内務省に於ては今回國費の助成により道府縣を中心として部落會・町内會の中堅人物の計畫的育成訓練を圖ることとしたのである。

## 六 市町村常會

### 1 市町村常會の構成

市町村(六大都市に於ては區)に市町村常會(六大都市の區に於ては區常會)を設置する。その構成員は市町村長(六大都市の區長)を中心とし、部落會長又は町

内會長(町内會聯合會あるときはその會長を以て代へる)及び市町村内各種團體代表者その他適當なる者であるが、この「適當なる者」は關係官公吏、市區町村會議員、學校職員及び學識經驗者等の中から選任することが出来る。各種團體代表者その他適當なる者の選任の範圍は、なるべくこれを限定し會の構成を可及的少數とし、會議の形式化を防止すべきである。構成員の選任者は市町村長である。

### 2 市町村常會の任務

市町村常會は、市町村の綜合協議機關として、市町村に於ける各種行政の綜合的運営を圖り、その他市町村の綜合目的を達成するため必要な各般の事項を協議するをしてその任務とする。市町村は本來その全住民生活を包摃する綜合的な行政團體でなければならない。しかるに實際に於て市町村には幾多の團體が發生し、市町村の行政は從来やゝもすれば法律自治の範圍に終始する觀を呈し、住民の實生活と遊離する傾向を生じてゐる。又今日では市町村民の生活は、すべて國民生活として國家目

的で即し規律せらるべきものである。今回市町村に市町

村常會を設置したのは、その統制下に部落會・町内會等の下部組織と市町村内の各種團體を置いて市町村の綜合指導力を強化し、市町村の行政を眞に住民生活に即應せしめると共に、市町村全住民を國家目的の遂行に協力せしめんとする外ならない。市町村常會はかやうな市町村の綜合協議機關であるから、法律上の權限に基づき市町村の意思決定の議決機關たる市町村とは、自らその性質と任務を異にするものである。而して市町村常會はその使命遂行に當り、行政の綜合的企劃の樹立とその實行上の連續、各種團體相互間の連絡調整、部落會又は町内會に對する指導連絡等を圖るに十分活用せらるべきものである。なほ市町村常會は少くとも毎月一回開催することを適當とする。

### 3 市町村内各種委員會の統合

市町村常會の設置により從來市町村に設置された自治振興委員會、又は選舉補正委員會等はこれを廢止することとし、その任務は市町村常會に於てこれを統合繼承せしめるとした。

むすび

以上部落會・町内會等の整備と運営に關し概略の説明を得るのはこの際成るべく實質上これを市町村常會に統合し、市町村常會の綜合的機能を發揮せしめることとなつた。

露光量違いにより重複撮影

文部省推廣圖書紹介

—一般向—

外交に對する熱意を鮮明にした處に存する。二のトトミ(月見)、三のミヤニミヤ

四

四

18

文部省推廣圖書紹介 一一般論一

◇機械化兵器讀本(吉田照彦著) 世界各國で軍械機械化の充實が競はれてゐる時本書は機械化が如何に必要であり、急務であり威力あるものであるかを國民全體に深刻に認識せしめ、それによつて機械化部隊建設の促進を企てると共に、全國青少年達がこの盡忠報國の猛訓練に勇躍して馳せ参ぜんことを熱望して書かれたもので、戦争の歴史的發展、世界各國の戦車装甲車、世界の代表的合戦に於ける作戦上の用法及び批評、戦車防禦陣の構造、肉薄防禦法、戦車運用の日本化の必要等が多くの圖解等を以て興味深く説明されてゐる。(菊判二七二頁 定價一圓三〇銭 送科一〇錢 発行 東京市鶯町有樂町二ノ二 東京日新新聞社)

◇日本近代外交史(丸山國雄著) 本書は明治政府の成立から日韓併合に至るまでの日本外交の發展を敍説したものである。本書の特色は琉球、臺灣、朝鮮問題を中心に日清戰争への發展経過を三國干渉及び條約改正の經過を詳細に記述して以て當時の國民の

外交に對する熱意を鮮明にした處に存する。この外日英同盟の成立及びその後の發展や日露戰役に至る日露關係の發展等が記述されてゐる。史實は正確にして読み易く簡潔にして要を得ており明治外交の輪郭を知る上に手軽な讀物である。(一八四頁 定價九五錢 發行東京市神田區西神田二丁二三番書房)

意注所込由定價		昭和十五年十一月三十日印刷施行 内閣印刷局	
		印刷者	内閣印刷局
		發行者	東京市麹町区大手町
		内閣印刷局	東京市麹町区大手町
一 部	五 錢(銀)	(外國便)依る地域 に依る地城は一部五錢(外國便) 一部申込み下さい	東京市麹町区大手町
各 書 店 講 賣 店	内閣印刷局發行課	（本邦より）輸入の場合は、必ず「輸入貿易税」を内閣財務省關稅課設立三種割送付下さい。 （本邦製品の無税輸出は割除致します） （取扱事項に對する御質問はお知らせ下さい） （御意見も御報價欄部記入お知らせ下さい） （木製おもてへお送りの場合は郵便一部五錢 木製へ廣告登録の向は内閣印刷局へ）	東京市麹町区神保町二之三 東京九三九〇番
電話九ノ内三五一一九 根津東京一九、〇〇〇番	全国各地官報版賣所	（本邦より）輸入の場合は、必ず「輸入貿易税」を内閣財務省關稅課設立三種割送付下さい。 （本邦製品の無税輸出は割除致します） （取扱事項に對する御質問はお知らせ下さい） （御意見も御報價欄部記入お知らせ下さい） （木製おもてへお送りの場合は郵便一部五錢 木製へ廣告登録の向は内閣印刷局へ）	東都書籍株式會社 東京市神田須崎町保町一之三 根津東京九三九〇番

48



露光量違いにより重複撮影

外委に対する戒心が鮮明にした處に存する。この外委契約所の成敗をとつて後の發展の日露開戦に至るまでの關係は、前記の如きを讀む上に於ては、必ずしも興味ある點である。

